

令和4年度公共用水域常時監視業務における効率化の考え方

「公共用水域測定計画策定に係る水質測定の効率化・重点化の手引き（平成21年3月）」を参考に令和4年度公共用水域常時監視業務における効率化を行った。

◎河川

○生活環境項目（pH、DO、BOD、SS、大腸菌数）

1) 基準点

- ・過去10年間のBODの測定結果（75%値）で、基準値の超過がない地点については年6回測定に統一。（6 or 12回/年 → 6回/年）
- ・過去10年間のBODの測定結果（75%値）で、基準値の超過がある地点については現状維持。（6 or 12回/年）

2) 補助点

- ・同じ河川の基準点の中に過去10年間のBODの測定結果（75%値）が基準値を超過しておらず、当該補助点の過去10年間のBODの測定結果（75%値）でも基準値の超過がない地点は削除。（4 or 6回/年 → 0回/年）
- ・同じ河川の基準点又は当該補助点の過去10年間のBODの測定結果（75%値）が基準値を超過している地点は現状維持。（4 or 6回/年）
- ・我部祖河川の世利田橋（49）の約200m下流に水道水源取水場があるため重点化。（6回/年 → 12回/年）
- ・我部祖河川の呉我橋（47-ロ）は令和3年度に橋が撤去されたため削除。（6回/年 → 0回/年）
- ・天願川のルーシー橋（78-イ）は簡易的なフェンスが設置されており採水する上で危険が伴うため削除。（6回/年 → 0回/年）

○全亜鉛

- ・過去10年間の測定結果で0.03mg/L以下（基準値：全類型共通）の地点についてはモニタリングを終了（1回/年 → 0回/年）し、基準値を満たしていない地点についてはモニタリングを継続（1回/年）。

※生活環境項目の測定回数が0回の地点で健康項目、底質の測定がある場合は、健康項目等の測定回数に合わせて生活環境項目も測定する。

◎海域

○生活環境項目（pH、DO、COD、SS、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質）

1) 基準点

- ・現状維持。（6 or 12 回/年）

2) 補助点

- ・同じ海域の基準点の中に過去 10 年間の COD の測定結果（75%値）が基準値を超過しておらず、当該補助点の過去 10 年間の COD の測定結果（75%値）でも基準値の超過がない地点は削除。（4 回/年 → 0 回/年）
- ・同じ海域の基準点又は当該補助点の過去 10 年間の COD の測定結果（75%値）が基準値を超過している地点は現状維持。（4 or 6 回/年）
- ・過去 10 年間の結果にかかわらず、「排水基準を定める省令別表第二の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る海域（平成 5 年環境庁告示 67 号）」で閉鎖性海域に指定されている、金武湾、与那覇湾、羽地内海は現状維持。

○全亜鉛

- ・過去 10 年間の測定結果で 0.01mg/L 以下（生物特 A 基準値）の地点についてはモニタリングを終了し（1 回/年 → 0 回/年）、基準値を満たしていない地点についてはモニタリングを継続（1 回/年）。

○全窒素・全リン

- ・過去 10 年間の測定結果で全窒素 0.2mg/L 以下および全リン 0.02mg/L 以下（類型 I 基準値）の地点についてはモニタリングを終了し、どちらかの基準値を満たしていない地点についてはローリング方式によりモニタリングを継続。
- ・過去 10 年間の結果にかかわらず、「排水基準を定める省令別表第二の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る海域（平成 5 年環境庁告示 67 号）」で閉鎖性海域に指定されている、金武湾、与那覇湾、羽地内海は現状維持。

○底層 DO

- ・全地点で過去 5 年間の測定結果で 4 mg/L 以上（生物 A 基準値）の基準値を満たしている。今後はローリング方式によりモニタリングを継続（1 回/年）。

○伊佐海域について

- ・大山地先（157）、沖電地先（158）、港川地先（159）、キャンプキンザー地先（160）の生活環境項目（pH、DO、BOD、SS、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質）のみ測定を継続。
- ・そのほかの地点は全項目モニタリング終了。
- ・砂辺地先（155）で測定していた健康項目の測定をキャンプキンザー地先（160）に変更。